

令和4年「トワイライト・オン(早めのライト点灯)キャンペーン」実施要領

1 目的

過去5年間(平成29年～令和3年)の交通死亡事故を見ると、午後4時から午前0時までの薄暮時から夜間にかけての死亡事故件数が、下半期が69件と、上半期52件の1.3倍となっています。

また、令和4年7月末現在、歩行者が被害者となる交通死亡事故を見ると、死者9人のうち、8人が夜間に被害に遭っています。

秋口から年末にかけては、「魔の時間帯」と言われる午後4時から午後8時にかけて重大な交通事故が発生する傾向にあるため、日没30分前を目安とした早めのライト点灯を重点に、反射材の装着を周知啓発し、交通事故防止を図ります。

2 実施期間

令和4年9月21日(水)～12月31日(土)

3 夕暮れ時の県内一斉街頭啓発活動日

令和4年11月15日(火)

4 運動の重点

日没30分前を目安にした『早めのライト点灯』

(ライト点灯時間の目安) 9月：午後5時、10月：午後4時30分、11月・12月：午後4時

5 推進項目及び推進事項

【歩行者・自転車利用者に対する安全意識の啓発】

- 夕暮れ時、夜間、歩行者・自転車利用者は運転者から見落とされやすいなどの危険性を認識・理解させ、慎重な行動の実践を促す交通安全教育を実施する。
- 歩行者は明るく目立つ色の服装と反射材の装着、自転車利用者は早めのライト点灯を徹底し、「交通安全ピカピカ運動」の強化を図る。
- 「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で自転車の点検・整備等を規定しており、両側面への反射器材の整備努力義務について周知徹底する。

【運転者に対する安全意識の啓発】

- 日没時間30分前の早めのライト点灯とハイビームの適切な使用(ハイビームは「走行用前照灯」ロービームは「すれ違い用前照灯」。対向車や前に車が走行している場合にはロービーム。)を徹底し、夕暮れ時から夜間の交通事故を防止する。
- 県警察主催による「夜間の交通事故防止 笑顔で“ハ、ハ、ハ”運動(早めのライト・オン! ハイビームが基本! 反射材の装着!)」を推進する。
- 夜間の視界の狭さく、視認性低下の危険性等が認識・理解できる、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

【街頭活動の強化】

- 夕暮れ時を中心に、街頭での歩行者、自転車利用者に対する交通安全指導や広報啓発活動を推進する。
- 11月15日(火)の県民交通安全の日を「夕暮れ時の県内一斉街頭啓発活動日」と定めて街頭啓発活動を強化する。

【広報啓発活動の推進】

- 各種広報媒体を活用し、夕暮れ時と夜間の危険性、早めのライト点灯と反射材の着用による交通事故防止を呼びかける。
- ホームセンター等と連携し、反射材やライトが身近に購入できる環境づくりを推進する。